

資料2

第4回東大阪市地域公共交通活性化協議会 第5回東大阪市地域公共交通会議

【協議第1号】

東大阪市版AIオンデマンド乗合ライドシェア事業
にかかる運行協力事業者の登録内容の一部変更について

会議実施の経緯

道路運送法第78条第2号の「自家用有償旅客運送」の制度を用いて、同法第79条の登録を行い、市が主体となってAIオンデマンド乗合ライドシェア事業を実施中（9月4日運行開始）



運行協力事業者の名称が変更となる



変更について東大阪市地域公共交通会議で協議
を調べるよう大阪運輸支局から求められた

変更

協力事業者

東大阪市高井田中三丁目6番21号

大阪バス株式会社

代表取締役 西村 信義



協力事業者

東大阪市高井田中三丁目6番21号

大阪バスタクシー株式会社

代表取締役 津田 祐司